

「予防接種法」及び「新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済に関する特別措置法」に基づく手当額

	平成26年4月～平成27年3月	平成27年4月～平成28年3月
医療手当（月8日以上入院又は月3日以上通院及び同一月の入通院）	月35,200円	月36,000円
医療手当（月8日未満入院又は月3日未満通院）	月33,200円	月34,000円
障害児養育年金1級（A類・臨時接種）	年1,503,600円（年1,168,800円） ※	年1,539,600円（年1,197,600円） ※
障害児養育年金2級（A類・臨時接種）	年1,203,600円（年936,000円） ※	年1,231,200円（年957,600円） ※
障害年金1級（A類・臨時接種）	年4,810,800円（年3,741,600円） ※	年4,924,800円（年3,830,400円） ※
障害年金2級（A類・臨時接種）	年3,849,600円（年2,994,000円） ※	年3,939,600円（年3,064,800円） ※
障害年金3級（A類・臨時接種）	年2,886,000円（年2,244,000円） ※	年2,954,400円（年2,298,000円） ※
障害年金1級（B類）	年2,672,400円	年2,736,000円
障害年金2級（B類）	年2,138,400円	年2,188,800円
介護加算1級（A類・臨時接種）	年834,200円	年836,500円
介護加算2級（A類・臨時接種）	年556,200円	年557,700円
死亡一時金（A類・臨時接種）	4,210万円（3,270万円／2,460万円） ※	4,310万円（3,350万円／2,510万円） ※
遺族年金（B類）	年2,337,600円	年2,392,800円
遺族一時金（B類）	7,012,800円	7,178,400円
葬祭料	206,000円	

※ 括弧書きは、臨時接種（努力義務なし）の手当額（新型インフルエンザ予防接種の救済に関する特別措置法に基づく手当額と同じ。）。臨時接種（努力義務あり）の手当額はA類疾病の定期接種に係るものと同じ。